

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定に基づき、福島第二原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定に基づき、福島第二原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	原子力規制委員会設置法の施行に伴う保安規定変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に 行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。 2. 原子力・立地本部長及び原子力品質監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行わ れるようにするため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに 基づき次の事項を実施する。 (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活 動計画を年度毎に策定する。 (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、そ の結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 (3)(2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させ るための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に 行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。 2. 原子力・立地本部長及び品質・安全監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行わ れるようにするため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに 基づき次の事項を実施する。 (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活 動計画を年度毎に策定する。 (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、そ の結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 (3)(2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させ るための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽 原子力発電所の組織改編に伴 う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(安全文化の醸成) 第2条の3 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び原子力品質監査部長は、安全文化を醸成するため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3)(2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(安全文化の醸成) 第2条の3 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び品質・安全監査部長は、安全文化を醸成するため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3)(2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き JEAC4111 の定義に従う。 原子力発電施設：原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 <u>日本原子力技術協会</u>が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために，電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し，必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下，本条及び第107条において同じ。)</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き JEAC4111 の定義に従う。 原子力発電施設：原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 <u>原子力安全推進協会</u>が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために，電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し，必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下，本条及び第107条において同じ。)</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力安全推進協会の設置に伴う保安規定変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前						変更後						備考
4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル 本品質保証計画、原子力品質保証規程(Z-21) c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録						4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル 本品質保証計画、原子力品質保証規程(Z-21) c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録						本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所		第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所		
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	NQ-12	原子力品質・安全部		4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	NI-12	原子力安全・統括部		
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部		8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	品質・安全監査部		
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル	NQ-11	原子力品質・安全部		8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル	NI-11	原子力安全・統括部		
d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以降の関連条文	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以降の関連条文	
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	NK-17	原子力・立地業務部	第10条	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	NI-17	原子力安全・統括部	第10条	
5.5.3	5.5.3	保安管理基本マニュアル	NM-24	原子力運営管理部	第6条～第9条	5.5.3	5.5.3	保安管理基本マニュアル	NM-24	原子力運営管理部	第6条～第9条	
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	NK-18	原子力・立地業務部	-	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	NI-18	原子力安全・統括部	-	
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	NK-20	原子力・立地業務部	第118条～第120条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	NI-20	原子力安全・統括部	第118条～第120条	
(中略)						(中略)						
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	NM-13	原子力運営管理部	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107条, 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	NM-13	原子力運営管理部	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107条, 第120条	
		運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条～第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条			運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条～第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条	
(中略)						(中略)						

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1 (3) a) 参照)を設定することを確実にするために、「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力品質監査部長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内部監査プロセスを除く)の確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム(内部監査プロセスを除く)の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体(原子力品質監査部除く)にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「NK-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1 (3) a) 参照)を設定することを確実にするために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質・安全監査部長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 品質・安全監査部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内部監査プロセスを除く)の確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム(内部監査プロセスを除く)の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体(品質・安全監査部除く)にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>6.2.2 力量，教育・訓練及び認識                      組織は，次の事項を「NK-20 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。                      a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。                      b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には），その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか，又は他の処置をとる。                      c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。                      d) 組織の要員が，自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し，品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。                      e) 教育，訓練，技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>（中略）</p> <p>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー                      (1) 組織は，「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき，業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは，業務を行う前に実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>8.2.2 内部監査                      (1) 組織は，品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために，あらかじめ定められた間隔で「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。                      a) 品質マネジメントシステムが，業務の計画（7.1 参照）に適合しているか，JEAC4111 の要求事項に適合しているか，及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。                      b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され，維持されているか。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 監査の計画及び実施，記録の作成及び結果の報告に関する責任，並びに要求事項を「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p> <p>（中略）</p>	<p>6.2.2 力量，教育・訓練及び認識                      組織は，次の事項を「NI-20 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。                      a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。                      b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には），その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか，又は他の処置をとる。                      c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。                      d) 組織の要員が，自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し，品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。                      e) 教育，訓練，技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>（中略）</p> <p>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー                      (1) 組織は，「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき，業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは，業務を行う前に実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>8.2.2 内部監査                      (1) 組織は，品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために，あらかじめ定められた間隔で「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。                      a) 品質マネジメントシステムが，業務の計画（7.1 参照）に適合しているか，JEAC4111 の要求事項に適合しているか，及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。                      b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され，維持されているか。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 監査の計画及び実施，記録の作成及び結果の報告に関する責任，並びに要求事項を「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p> <p>（中略）</p>	<p>本店，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定                      (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視，及び適用可能な場合に行う測定には，「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第10条(原子炉施設の定期的な評価)を含む)に基づき，適切な方法を適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため，また，品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために，「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき，適切なデータを明確にし，それらのデータを収集し，分析する。この中には，監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定                      (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視，及び適用可能な場合に行う測定には，「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第10条(原子炉施設の定期的な評価)を含む)に基づき，適切な方法を適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため，また，品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために，「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき，適切なデータを明確にし，それらのデータを収集し，分析する。この中には，監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>本店，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 不適合の内容確認 b) 不適合の原因の特定 c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定及び実施 e) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 不適合の内容確認 b) 不適合の原因の特定 c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定及び実施 e) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>本店，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>第3章 体制及び評価</p> <p>第1節 保安管理体制 (保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4【本店】</p> <p>【福島第二原子力発電所】</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>( 2:福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。)</p>	<p>第3章 体制及び評価</p> <p>第1節 保安管理体制 (保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4【本店】</p> <p>【福島第二原子力発電所】</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>( 2:福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p> <p>原子炉主任技術者の体制の変更</p> <p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第二品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(13) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 品質・安全監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(品質・安全監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第二品質・安全監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(品質・安全監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(8) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 人材育成グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全総括グループは、発電所の検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括及び原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(14)業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(15)放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(16)環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17)発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18)当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(19)作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20)運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(21)放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(22)燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23)保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(24)タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25)原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26)原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27)電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(28)計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29)環境施設グループは、廃棄物処理設備及びサイトバンクの保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30)保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(31)技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>(14)発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(15)当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(16)作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17)運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(18)燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(19)保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(20)機械第一グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(21)機械第二グループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(22)電気機器第一グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務（電気機器第二グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23)電気機器第二グループは、原子炉施設のうち電源設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24)計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25)環境施設グループは、廃棄物処理設備及びサイトバンクの保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26)システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(27)原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物に係る保守管理及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28)改良工事プロジェクトグループは、原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(29)土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30)建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(31)技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、運転管理部及び保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(4) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(5) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) <u>原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</u></p> <p>(3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、運転管理部及び保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(5) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(6) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力発電保安委員会) 第6条 本店に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4.保安委員会は、委員長、<u>原子力・立地業務部長</u>、<u>原子力品質・安全部長</u>、<u>原子力運営管理部長</u>、<u>原子力設備管理部長</u>、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(原子力発電保安委員会) 第6条 本店に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4.保安委員会は、委員長、<u>原子力安全・統括部長</u>、<u>原子力運営管理部長</u>、<u>原子力設備管理部長</u>、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、品質・安全部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 主任技術者は原子炉毎に選任し、同一型式(沸騰水型)の原子炉では兼任させることができる。</p> <p>3. 主任技術者は、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>4. 代行者の職位は、GM以上、所長付、安全品質担当、安全担当、環境担当、運転技術担当、技術総括担当、運転管理担当又は保全担当のいずれかとする。</p> <p>5. 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、改めて主任技術者を選任する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>4. 主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</p> <p>6. 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて主任技術者を選任する。</p>	<p>原子炉主任技術者の体制の変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2節 原子炉施設の定期的な評価                      (原子炉施設の定期的な評価)                      第10条                      技術GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。                      (1) 保安活動の実施の状況の評価                      (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価                        (省略)</p>	<p>第2節 原子炉施設の定期的な評価                      (原子炉施設の定期的な評価)                      第10条                      原子炉安全GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。                      (1) 保安活動の実施の状況の評価                      (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価                        (省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p>(原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、<u>電気事業法施行規則第92条第1項</u>に基づき、経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="225 552 952 625"> <tr> <td></td> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </table> <p>1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p>		1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	<p>(原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、<u>原子力発電工作物の保安に関する省令第54条第1項</u>に基づき、経済産業大臣及び原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="1323 590 2050 663"> <tr> <td></td> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </table> <p>1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p>		1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	<p>原子力規制委員会設置法の施行に伴う保安規定変更</p>
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉																		
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月																		
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉																		
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																								
<p>(原子炉の運転員の確保) 第12条 運転管理部長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として経済産業大臣が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="231 730 1166 999"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>1 / 2号炉</th> <th>3 / 4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合<sup>1</sup></td> <td>5名以上</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合<sup>2</sup></td> <td>3名以上</td> <td>3名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>1: 原子炉が1基以上該当する場合 2: 原子炉が2基とも該当する場合</p>	中央制御室名	1 / 2号炉	3 / 4号炉	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合 <sup>1</sup>	5名以上	5名以上	冷温停止, 燃料交換の場合 <sup>2</sup>	3名以上	3名以上	<p>(原子炉の運転員の確保) 第12条 運転管理部長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="1329 730 2264 999"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>1 / 2号炉</th> <th>3 / 4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合<sup>1</sup></td> <td>5名以上</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合<sup>2</sup></td> <td>3名以上</td> <td>3名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>1: 原子炉が1基以上該当する場合 2: 原子炉が2基とも該当する場合</p>	中央制御室名	1 / 2号炉	3 / 4号炉	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合 <sup>1</sup>	5名以上	5名以上	冷温停止, 燃料交換の場合 <sup>2</sup>	3名以上	3名以上	<p>原子力規制委員会設置法の施行に伴う保安規定変更</p>
中央制御室名	1 / 2号炉	3 / 4号炉																								
原子炉の状態																										
運転, 起動, 高温停止の場合 <sup>1</sup>	5名以上	5名以上																								
冷温停止, 燃料交換の場合 <sup>2</sup>	3名以上	3名以上																								
中央制御室名	1 / 2号炉	3 / 4号炉																								
原子炉の状態																										
運転, 起動, 高温停止の場合 <sup>1</sup>	5名以上	5名以上																								
冷温停止, 燃料交換の場合 <sup>2</sup>	3名以上	3名以上																								

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考								
<p>(計測及び制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備<sup>1</sup>は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1)原子炉保護系計装 (2)起動領域モニタ計装 (3)非常用炉心冷却系計装 ( 低圧炉心スプレイ系計装, 低圧注水系計装, 高圧炉心スプレイ系計装, 自動減圧系計装 ) (4)格納容器隔離系計装 ( 主蒸気隔離弁計装, 格納容器隔離系計装, 原子炉建屋隔離系計装 ) (5)その他の計装 ( 非常用ディーゼル発電機計装, 原子炉隔離時冷却系計装, 原子炉再循環ポンプトリップ計装, 制御棒引抜監視装置計装, タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装, 中央制御室外原子炉停止装置計装, 中央制御室非常用換気空調系計装, 事故時計装 )</p> <p>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)各GMは、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に関する事象を発見した場合には、当直長に連絡し、当直長は誤動作<sup>2</sup>又は誤不動作<sup>3</sup>等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>(中略)</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="231 1167 1071 1352"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測及び制御設備</td> <td>動作可能<sup>4</sup>であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	計測及び制御設備	動作可能 <sup>4</sup> であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。	<p>(計測及び制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備<sup>1</sup>は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1)原子炉保護系計装 (2)起動領域モニタ計装 (3)非常用炉心冷却系計装 ( 低圧炉心スプレイ系計装, 低圧注水系計装, 高圧炉心スプレイ系計装, 自動減圧系計装 ) (4)格納容器隔離系計装 ( 主蒸気隔離弁計装, 格納容器隔離系計装, 原子炉建屋隔離系計装 ) (5)その他の計装 ( 非常用ディーゼル発電機計装, 原子炉隔離時冷却系計装, 原子炉再循環ポンプトリップ計装, 制御棒引抜監視装置計装, タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装, 中央制御室外原子炉停止装置計装, 中央制御室非常用換気空調系計装, 事故時計装 )</p> <p>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)各GMは、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に関する事象を発見した場合には、当直長に連絡し、当直長は誤動作<sup>2</sup>又は誤不動作<sup>3</sup>等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>(中略)</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="1329 1167 2169 1352"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測及び制御設備</td> <td>動作可能<sup>4</sup>であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	計測及び制御設備	動作可能 <sup>4</sup> であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。	<p>(変更なし)</p>
項目	運転上の制限									
計測及び制御設備	動作可能 <sup>4</sup> であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。									
項目	運転上の制限									
計測及び制御設備	動作可能 <sup>4</sup> であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																
<p>3. 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 自動減圧系計装 表27-2-3-4</p> <table border="1" data-bbox="261 478 1225 1245"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル1)</td> <td>961cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>1</sup>及び高温停止<sup>1</sup>において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage] 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 自動減圧系始動タイム</td> <td>120秒以下</td> <td>電気機器GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>1</sup>及び高温停止<sup>1</sup>において、動作不能でないことを指示により確認する。 (3号炉のみ対象)</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>1: 原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合。</p> <p>(省略)</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	電気機器GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。 (3号炉のみ対象)	毎日1回	5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	<p>3. 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 自動減圧系計装 表27-2-3-4</p> <table border="1" data-bbox="1359 478 2323 1245"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル1)</td> <td>961cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>1</sup>及び高温停止<sup>1</sup>において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage] 以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 自動減圧系始動タイム</td> <td>120秒以下</td> <td>電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>1</sup>及び高温停止<sup>1</sup>において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>1: 原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合。</p> <p>(省略)</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)	毎日1回	5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
要素	設定値	項目	頻度																																															
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																															
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																															
3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	電気機器GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																															
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。 (3号炉のみ対象)	毎日1回																																															
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																															
要素	設定値	項目	頻度																																															
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																															
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																															
3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																															
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>1</sup> 及び高温停止 <sup>1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)	毎日1回																																															
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																															

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																				
<p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子炉GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。<sup>1</sup> (2) 計測制御GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="261 877 1130 953"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表30-2</p> <table border="1" data-bbox="246 1026 1130 1432"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 安全弁機能</td> <td>8.30MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>8.23MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>8.16MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>8.10MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.78MPa[gage]以下<sup>2</sup>(2個)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2) 逃がし弁機能</td> <td>7.64MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.58MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.51MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.44MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.37MPa[gage]以下(2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>1: 主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。 2: 公称値</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること	項目	設定値	(1) 安全弁機能	8.30MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	8.23MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	8.16MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	8.10MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	7.78MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (2個)	(2) 逃がし弁機能	7.64MPa[gage]以下(4個)	7.58MPa[gage]以下(4個)	7.51MPa[gage]以下(4個)	7.44MPa[gage]以下(4個)	7.37MPa[gage]以下(2個)	<p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械第一GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。<sup>1</sup> (2) 計測制御GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 877 2228 953"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表30-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 1026 2228 1432"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 安全弁機能</td> <td>8.30MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>8.23MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>8.16MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>8.10MPa[gage]以下<sup>2</sup>(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.78MPa[gage]以下<sup>2</sup>(2個)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2) 逃がし弁機能</td> <td>7.64MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.58MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.51MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.44MPa[gage]以下(4個)</td> </tr> <tr> <td>7.37MPa[gage]以下(2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>1: 主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。 2: 公称値</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること	項目	設定値	(1) 安全弁機能	8.30MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	8.23MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	8.16MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	8.10MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)	7.78MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (2個)	(2) 逃がし弁機能	7.64MPa[gage]以下(4個)	7.58MPa[gage]以下(4個)	7.51MPa[gage]以下(4個)	7.44MPa[gage]以下(4個)	7.37MPa[gage]以下(2個)	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																					
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること																																					
項目	設定値																																					
(1) 安全弁機能	8.30MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	8.23MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	8.16MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	8.10MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	7.78MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (2個)																																					
(2) 逃がし弁機能	7.64MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.58MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.51MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.44MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.37MPa[gage]以下(2個)																																					
項目	運転上の制限																																					
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること																																					
項目	設定値																																					
(1) 安全弁機能	8.30MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	8.23MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	8.16MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	8.10MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (4個)																																					
	7.78MPa[gage]以下 <sup>2</sup> (2個)																																					
(2) 逃がし弁機能	7.64MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.58MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.51MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.44MPa[gage]以下(4個)																																					
	7.37MPa[gage]以下(2個)																																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考								
<p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子炉GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="225 913 1092 1050"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	<p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械第一GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="1323 913 2190 1050"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと									
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと									



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p>(原子炉停止時冷却系その2) 第35条 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1)原子炉停止時冷却系起動準備時 (2)原子炉の昇温を伴う検査時<sup>1</sup></p> <p>(中略)</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="231 657 1187 989"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで<sup>2</sup>、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。 2：安全管理GMはあらかじめその期間を評価し、主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで <sup>2</sup> 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること	<p>(原子炉停止時冷却系その2) 第35条 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1)原子炉停止時冷却系起動準備時 (2)原子炉の昇温を伴う検査時<sup>1</sup></p> <p>(中略)</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="1329 657 2285 989"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで<sup>2</sup>、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。 2：原子炉安全GMはあらかじめその期間を評価し、主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで <sup>2</sup> 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで <sup>2</sup> 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること									
項 目	運転上の制限									
原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで <sup>2</sup> 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率) 第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度<sup>1</sup>と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) 技術GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器のぜい性遷移温度(3, 4号炉においては、関連温度)の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、次の事項を確認する。 原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、5.5/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>1: 供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="240 1142 1210 1331"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td>原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度変化率</td> <td>5.5/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること	原子炉冷却材温度変化率	5.5/h以下	<p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率) 第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度<sup>1</sup>と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) 原子炉安全GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器のぜい性遷移温度(3, 4号炉においては、関連温度)の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、次の事項を確認する。 原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、5.5/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>1: 供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="1338 1142 2309 1331"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td>原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度変化率</td> <td>5.5/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること	原子炉冷却材温度変化率	5.5/h以下	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限													
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること													
原子炉冷却材温度変化率	5.5/h以下													
項目	運転上の制限													
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること													
原子炉冷却材温度変化率	5.5/h以下													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p>(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="249 840 1166 984"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表42-2</p> <table border="1" data-bbox="249 1058 1166 1339"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁全閉時間</td> <td>3秒以上4.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁の漏えい率</td> <td>原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	動作可能であること	項 目	判定値	主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下	主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下	<p>(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 機械第一GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 840 2264 984"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表42-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1058 2264 1339"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁全閉時間</td> <td>3秒以上4.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁の漏えい率</td> <td>原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	動作可能であること	項 目	判定値	主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下	主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																					
主蒸気隔離弁	動作可能であること																					
項 目	判定値																					
主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下																					
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下																					
項 目	運転上の制限																					
主蒸気隔離弁	動作可能であること																					
項 目	判定値																					
主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下																					
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下																					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁) 第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉GMは、定検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="249 840 1166 987"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること	<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁) 第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械第一GMは、定検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 840 2264 987"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること	<p>本店，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること									
項 目	運転上の制限									
サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること									

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針) 第107条の2</p> <p>技術GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物<sup>1</sup>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>(中略)</p> <p>1: 動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針) 第107条の2</p> <p>原子炉安全GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物<sup>1</sup>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>(中略)</p> <p>1: 動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力防災資機材等) 第110条 各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 技術GM及び発電GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p>	<p>(原子力防災資機材等) 第110条 各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 原子炉安全GM及び発電GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p>	<p>本店，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>( 所員への保安教育 ) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NK-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>( 1 ) <u>教育管理GM</u>は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118 - 1 , 2 , 3の実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>( 2 ) <u>教育管理GM</u>は、( 1 )の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>( 3 ) 各GMは、( 1 )の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。<u>教育管理GM</u>は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。 ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>( 4 ) <u>教育管理GM</u>は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>( 所員への保安教育 ) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NI-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>( 1 ) <u>人材育成GM</u>は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118 - 1 , 2 , 3の実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>( 2 ) <u>人材育成GM</u>は、( 1 )の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>( 3 ) 各GMは、( 1 )の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。<u>人材育成GM</u>は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。 ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>( 4 ) <u>人材育成GM</u>は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前			変更後			備考																																										
<p>(記録) 第120条 各GMIは、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第7条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>35. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む経済産業大臣が定める5年間の線量</td> <td>経済産業大臣が定める5年間において毎年度1回</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>36. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び経済産業大臣が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>51. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</td> <td>評価の都度</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			記録(実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>1</sup>	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	(中略)			35. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む経済産業大臣が定める5年間の線量	経済産業大臣が定める5年間において毎年度1回	6	36. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び経済産業大臣が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	6	(中略)			51. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	7	<p>(記録) 第120条 各GMIは、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第7条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>35. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>原子力規制委員会 が定める5年間 において毎年度1回</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>36. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会 が定める5年間における当該年度の 前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>51. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</td> <td>評価の都度</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			記録(実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>1</sup>	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	(中略)			35. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間 において毎年度1回	6	36. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会 が定める5年間における当該年度の 前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	6	(中略)			51. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	7	<p>原子力規制委員会設置法の施行に伴う保安規定変更</p>
記録(実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>1</sup>	保存期間																																														
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																														
(中略)																																																
35. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む経済産業大臣が定める5年間の線量	経済産業大臣が定める5年間において毎年度1回	6																																														
36. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び経済産業大臣が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	6																																														
(中略)																																																
51. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	7																																														
記録(実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>1</sup>	保存期間																																														
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																														
(中略)																																																
35. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間 において毎年度1回	6																																														
36. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会 が定める5年間における当該年度の 前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	6																																														
(中略)																																																
51. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	7																																														
<p>(中略)</p> <p>6: その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を経済産業大臣の指定する機関に引き渡すまでの期間 7: 廃止措置が終了し、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けるまでの期間</p>			<p>(中略)</p> <p>6: その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 7: 廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>																																													



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報告) 第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条) (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条, 第89条) (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条) (4) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>(中略)</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに経済産業大臣に報告する。</p>	<p>(報告) 第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条) (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条, 第89条) (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条) (4) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>(中略)</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の施行に伴う保安規定変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成24年9月6日 20120810 原第44号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成24年9月14日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 号） （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から60日以内に施行する。</p> <p>（省略）</p>	